平成２４年（フ）第２４９４号
東京都調布市国領町５丁目５－３－206
債務者　田原　明子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４９８号
東京都新宿区西新宿４丁目41―10―1301
債務者　西山　桂子（旧姓宇角）
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５００号
東京都品川区二葉１丁目14―23―202
債務者　瀧川　民男
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５０１号
神奈川県小田原市矢作170―10、住民票上の住所神奈川県南足柄市竹松1429
債務者　石渡ゆかり
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５０８号
東京都板橋区高島平２丁目33―１―818
債務者　加藤　仁司
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３号
東京都町田市金森444番地１
債務者　岩宗　正行
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５２５号
東京都渋谷区西原１丁目22―８　サンエム五番館103Ａ
債務者　齋藤　秀司
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９１号
東京都杉並区和泉１丁目34―５
債務者　島田　優太
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４７号
東京都江東区新砂３丁目４―35―309
債務者　武田　悦子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３３号
東京都板橋区板橋３丁目22―３―302
債務者　平山さや香（旧姓諸岡）
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７４号
東京都杉並区阿佐ヶ谷南２丁目１－４－101、住民票上の住所東京都渋谷区恵比寿西１丁目36―６
債務者　古市　紫織
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９７号
東京都大田区仲池上２丁目30―３―302
債務者　伊藤　輝雄
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００５号
東京都大田区矢口１丁目８―25―608
債務者　千田　信之
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８号
東京都多摩市中沢２丁目19番地の10ドリームマンション103
債務者　湯口　正樹
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２６号
静岡県富士市今泉1735番地の46
債務者　増田　　勉
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第４２号
熊本県天草市天草町福連木936番地
債務者　野畠美智子（旧姓倉田）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部